

平成29年5月24日

## 特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する 指示処分について

- 消費者庁は、「アディポEX」及び「ゴールドルテインEX」と称する健康食品に係る電話勧誘販売を行っていた株式会社アンチエイジングラボ（東京都渋谷区）（以下「同社」といいます。）に対し、本日、特定商取引法第22条の規定に基づき、以下のとおり違反行為の是正等を指示しました。
  1. 電話勧誘販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。
    - ア 電話勧誘販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、同社の名称及びその電話が売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げること。
    - イ 電話勧誘行為により、売買契約を締結したときは、法令で定める事項を記載した当該売買契約の内容を明らかにする書面を交付すること。
  2. 同社は、特定商取引法第16条に規定する氏名等の明示義務及び特定商取引法第19条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止しているところであり、今回のこれらの違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その結果について平成29年6月24日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
  3. 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、平成29年7月24日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 認定した違反行為は、氏名等の明示義務違反及び契約書面の交付義務違反です。
- 処分の詳細は、別紙のとおりです。

### 【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙)

## 株式会社アンチエイジングラボに対する行政処分の概要

### 1. 事業者の概要

- (1) 名 称：株式会社アンチエイジングラボ（法人番号 5011001050268）
- (2) 代 表 者：代表取締役 岡本 文人（おかもと ふみと）
- (3) 所 在 地：渋谷区渋谷三丁目 19 番 1 号オミビル 7 階
- (4) 資 本 金：1000 万円
- (5) 設 立：平成 18 年 12 月 1 日
- (6) 取引類型：電話勧誘販売
- (7) 取扱商品：健康食品（「アディポEX」、「ゴールドルテインEX」等）

### 2. 取引の概要

株式会社アンチエイジングラボ（以下「同社」という。）は、「共済ニュース株式会社※」や他の通信販売業者に電話勧誘を委託し、各通信販売業者の顧客リスト先へ電話をかけさせ、「共済ニュースです。」などと言って各通信販売事業者の社名を名のらせ、同社名や売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げさせず、勧誘を行わせていた。そして、消費者から商品の送付の承諾を得ると、消費者から断りの電話が無い限り商品が毎月届く売買契約を締結していた。

※公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団その他の共済団体等とは関係のない民間会社

### 3. 指示の内容

同社に対し、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第 22 条の規定に基づき、以下のとおり違反行為の是正等を指示した。

- (1) 電話勧誘販売に関する業務に関し、次の事項を遵守すること。
  - ア 電話勧誘販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、同社の名称及びその電話が売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げること。
  - イ 電話勧誘行為により、売買契約を締結したときは、法令で定める事項を記載した当該売買契約の内容を明らかにする書面を交付すること。
  
- (2) 同社は、法第 16 条に規定する氏名等の明示義務及び法第 19 条第 1 項に規定する書面の交付義務に違反する行為を行っていた。かかる行為は、

法の禁止しているところであり、今回のこれらの違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その結果について平成29年6月24日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

- (3) 前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、平成29年7月24日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

#### 4. 指示の原因となる事実

同社は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が害されるおそれがあると認められた。

##### (1) 氏名等の明示義務違反（法第16条）

同社（実際には同社から委託を受けて電話勧誘を行う事業者）は、消費者宅に電話をかけ、その電話において「アディポEX」及び「ゴールドルテインEX」と称する健康食品の売買契約の締結について勧誘をするに際し、以下の勧誘事例のとおり、その勧誘に先立って、同社の名称及び当該電話が健康食品の売買契約の締結について勧誘をするためのものである旨を明らかにしていなかった。

##### (2) 契約書面の交付義務違反（法第19条第1項）

同社は、本件商品の売買契約を締結した際に、当該売買契約の内容を明らかにする書面に、法第19条第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第20条第1項の表中一の項口、ハ、ニ、ホ及びヘに掲げるクーリング・オフに関する事項を記載せず、同書面を交付した。

#### 5. 勧誘事例

##### 【事例1】

平成27年12月、Aの自宅に男性から電話がかかってきた。Aの妻が電話に出ると男性は、「共済ニュースです。60周年記念キャンペーンで電話をしています。」と言った。Aの妻は、共済といえば夫が関係していると思い、電話をAに替わった。Aが電話に出るとその男性は、「共済ニュースといいます。60周年記念のキャンペーンをしています。健康食品を送りますので、どうぞ飲んでみてください。」「いらないければ、お電話下さい。」などと告げ健康食品の販売の勧誘をしてきたので、Aはもともと健康食品を飲む気持ちはなかったが協力することとした。数日後、Aの自宅に商品が届き、一緒に「商品名 アディポEX 初回無料定期コース」と記載された同社の「ご注文明細書（兼納品書）」が同封されていた。

## 【事例 2】

平成 28 年 1 月、B の自宅に男性から電話がかかってきた。B が電話に出ると男性は、「共済ニュースです。」と名のり、「この度、共済ニュース創立の記念でサプリメントを無料で差し上げています。通常有料の商品が初回は無料です。良いものだから試してみませんか。」と言って、健康食品の販売の勧誘をしてきた。男性の話は長く、B は電話を切りたいと思い健康食品の送付を承諾した。数日後、B の自宅に「アディポ E X」という健康食品が届き、同社の契約書が同封されていた。